

カスタマーハラスメント防止へのご理解とご協力のお願い

- 1 岩手沿岸南部広域環境組合では、皆様から寄せられるご意見やご要望を大切にし、より良い施設運営に努めています。

一方、組合職員及び施設で業務に従事する委託先の従業員に対する次のような行為については、他の利用者へのサービスや施設運営に影響を及ぼすことから、カスタマーハラスメントとして対応する場合があります。

- (1) 暴言、脅迫、侮辱、威圧的な言動
- (2) 大声で職員を責め続ける行為
- (3) 同じ要求を長時間又は繰り返し続ける行為
- (4) 制度や施設のルール上対応できないことを強く要求する行為
- (5) 職員を長時間拘束する行為
- (6) 職員個人への攻撃や誹謗中傷
- (7) 暴行、物を投げる行為、設備等を破損する行為
- (8) その他、社会通念上許容される範囲を超えた行為

これらの行為があった場合は、対応を終了し、施設からの退去をお願いすることがあります。

- 2 悪質な場合や従事者・利用者の安全に関わる場合には、警察その他の関係機関に相談・通報することがあります。
- 3 正当なご意見、ご要望、苦情を制限するものではありません。
- 4 岩手沿岸南部クリーンセンターを安全にご利用いただくため、利用者の皆様と施設で働く従事者との相互の理解と協力をお願いします。

ご意見やご要望は、組合又は委託先の担当者がお話を伺い、事実関係を確認した上で、適切に対応します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

岩手沿岸南部広域環境組合